

公開買付説明書の訂正事項分 (第2回)

平成26年1月

株式会社セブン&アイ・ネットメディア

(対象者：株式会社ニッセンホールディングス)

公開買付説明書の訂正事項分

本公開買付説明書の訂正事項分（以下「本訂正事項分」といいます。）に係る公開買付けは、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）第二章の二第一節の規定の適用を受けるものであり、本訂正事項分は金融商品取引法第27条の9第3項の規定により作成されたものであります。

【届出者の氏名又は名称】	株式会社セブン&アイ・ネットメディア
【届出者の住所又は所在地】	東京都千代田区二番町8番地8
【最寄りの連絡場所】	同上
【電話番号】	(03) 6238－3670
【事務連絡者氏名】	経営管理部 シニアオフィサー 松永 明生
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません
【代理人の住所又は所在地】	同上
【最寄りの連絡場所】	同上
【電話番号】	同上
【事務連絡者氏名】	同上
【縦覧に供する場所】	株式会社セブン&アイ・ネットメディア (東京都千代田区二番町8番地8) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注1) 本書中の「当社」とは、株式会社セブン&アイ・ネットメディアをいいます。

(注2) 本書中の「法」とは、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）をいいます。

(注3) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。）をいいます。

(注4) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を意味します。

1【公開買付説明書の訂正の理由】

平成25年12月3日付で提出いたしました公開買付届出書（平成25年12月12日付けで提出した公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。）の記載事項の一部に訂正すべき事項が生じたので、これを訂正するため、法第27条の8第2項の規定により、公開買付届出書の訂正届出書を提出いたしました。これに伴い法第27条の9第3項及び府令第24条第5項に基づき、公開買付説明書を訂正いたします。

2【訂正事項】

第2 公開買付者の状況

1 会社の場合

(1) 会社の概要

② 会社の目的及び事業の内容

3【訂正前の内容及び訂正後の内容】

訂正箇所には下線を付しております。

第2【公開買付者の状況】

1【会社の場合】

(1)【会社の概要】

②【会社の目的及び事業の内容】

(訂正前)

<前略>

事業の内容

当社は、セブン&アイHDの連結子会社4社及び関連会社3社とともに、インターネットによる商品の販売及びサービスの提供、店頭設置端末によるチケット等の各種サービスの提供、文化教室の運営、旅行の企画及び販売、ファッション・生活総合情報誌の出版などのセブン&アイHDグループのIT／サービス事業を主な事業として営んでおります。

(訂正後)

<前略>

事業の内容

当社は、セブン&アイHDの連結子会社4社及び関連会社3社とともに、インターネットによる商品の販売及びサービスの提供、店頭設置端末によるチケット等の各種サービスの提供、文化教室の運営、旅行の企画及び販売、ファッション・生活総合情報誌の出版などのセブン&アイHDグループのIT／サービス事業を主な事業として営んでおります（注）。

（注） 当社は、平成26年1月7日付けの取締役会決議に基づき、セブン&アイHDの連結子会社であり当社の子会社である、インターネットによる商品の販売及びサービスの提供を主な事業とする株式会社セブンネットショッピングとの間で、同日付けで合併契約書を締結しており、当該合併契約書に基づき、平成26年3月1日に、当社を存続会社、株式会社セブンネットショッピングを消滅会社として吸収合併を行うことを予定しております。なお、当該吸収合併の詳細につきましては、セブン&アイHDが公表している平成26年1月7日付けの「当社グループのIT／サービス事業における組織再編を目的とした連結子会社に対する第三者割当による自己株式の処分、並びに連結子会社間の吸収合併に関するお知らせ」をご覧ください。従って、当該吸収合併後においては、当社は、株式会社セブンネットショッピングを除いたセブン&アイHDの連結子会社3社及び関連会社3社とともに、上記のようなセブン&アイHDグループのIT／サービス事業を主な事業として引き続き営む予定です。